



## 後期高齢者医療保険料・国民健康保険料

## 納付方法を口座振替に変更できます

国の制度改正により、10月以降の後期高齢者医療保険料と国民健康保険料について、**口座振替での納付が年金から差し引いての納付かを選択できるようになりました。(手続きが必要です。)**

**8月15日までの手続きにより、10月以降の年金からは差し引かれません。**

※8月15日を過ぎて手続きをすると、12月以降の年金から変更されます。

## 後期高齢者医療保険料

- 対象** 現在保険料が年金から差し引かれている人または10月以降年金から差し引かれる予定の人で、**次のいずれかに該当する人**
- これまで国民健康保険料を滞納することなく納付していた人（被用者保険であった人は除く）
- 年金収入180万円未満で、世帯主または配偶者が口座振替で納付する人

口座振替に変更が可能かお問い合わせください。  
**国保年金課年金高齢医療係 (☎ 82-1209)**

●**変更が可能な場合の手続き**

- ①金融機関の窓口で、口座振替の手続きを行ってください。
- ②口座振替依頼書の「ご本人控」と保険証をお持ちになって、市役所国保年金課の窓口で申請してください。

## 国民健康保険料

- 対象** 10月以降保険料が年金から差し引かれる予定の人で、これまで国民健康保険料を滞納することなく納付していた人

口座振替に変更が可能かお問い合わせください。  
**国保年金課賦課収納係 (☎ 82-1177)**

●**変更が可能な場合の手続き**【**現在口座振替で納付している人**】

保険証をお持ちになって、市役所国保年金課の窓口で申請してください。  
 ※金融機関での手続きは不要です。

【**現在納付書で納付している人**】

- ①金融機関の窓口で、口座振替の手続きを行ってください。
- ②口座振替依頼書の「ご本人控」と保険証をお持ちになって、市役所国保年金課の窓口で申請してください。

## 重度心身障害者医療費助成制度 医療費助成の要件が見直されます

山口県では、重度の障がいがある65歳から74歳までの人の医療費について、4月から始まった後期高齢者医療制度へ加入された人のみを助成の対象としてきました。このたび、この要件が見直され、**8月1日から加入している医療保険に関わらず、助成の対象となります。**

【7月31日まで】

後期高齢者医療制度の加入者を助成

【8月1日から】

**加入の医療保険に関わりなく助成**

- 後期高齢者医療制度の加入者
- 健康保険等の被用者保険の加入者
- 国民健康保険の加入者

※助成要件には、所得制限や障害要件があります。

- 後期高齢者医療制度から他の医療保険に変更する場合、以下の手続きが必要です。**

- ①後期高齢者医療制度の障害認定を撤回する手続き（届出先：国保年金課）
- ②他の医療保険への加入手続き
- ③福祉医療費受給者証の切り替え（届出先：高齢障害課）

※8月1日から変更される場合は、7月末までに手続きが必要です。

【問い合わせ先】**高齢障害課 (☎ 82-1170)**